

発議第8号

交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における交通インフラ・ネットワークの整備及び活力あるまちづくりの推進に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月19日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	矢 吹 栄 修
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	青 木 彰 榮
	石 黒 覚
	梶 原 宗 明
	五十嵐 智 洋
	柴 田 正 人
	加 賀 正 和
	森 谷 仙一郎
	楳 津 博 士
	伊 藤 重 成

発議第9号

こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成することも支援・女性若者活躍対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県におけるこども支援及び女性若者の活躍・県内定着等に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月19日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	矢 吹 栄 修
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	青 木 彰 榮
	石 黒 覚
	梶 原 宗 明
	五十嵐 智 洋
	柴 田 正 人
	加 賀 正 和
	森 谷 仙一郎
	榎 津 博 士
	伊 藤 重 成

発議第10号

人材活用・経済活性化対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する人材活用・経済活性化対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における産業を担う人材の確保・活用及び地域経済の活性化に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月19日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	矢 吹 栄 修
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	青 木 彰 榮
	石 黒 覚
	梶 原 宗 明
	五十嵐 智 洋
	柴 田 正 人
	加 賀 正 和
	森 谷 仙一郎
	榎 津 博 士
	伊 藤 重 成